

平成15年(行ツ)第81号

決 定

東京都八王子市

上 告 人

東京都武蔵野市西久保

上 告 人 土 屋 正 忠

上記兩名訴訟代理人弁護士

近 藤 勝

古 瀬 駿 介

東京都武蔵野市吉祥寺北町

被 上 告 人 三 宅 英 子

上記当事者間の東京高等裁判所平成14年(行コ)第185号,第218号損害賠償請求控訴,同附帯控訴事件について,同裁判所が平成14年12月24日に言い渡した判決に対し,上告人らから上告があった。よって,当裁判所は,次のとおり決定する。

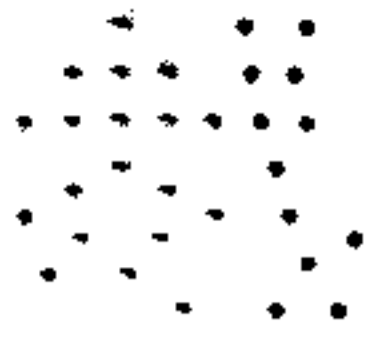
主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは,民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ,本件上告理由は,理由の不備・食違いをいうが,その実質は単なる法令違反を主張するものであって,明らかに上記各項



に規定する事由に該当しない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成18年10月27日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 中 川 了 滋

裁判官 滝 井 繁 男

裁判官 津 野 修

裁判官 今 井 功

裁判官 古 田 佑 紀

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 名 越 弘 憲

